

## 男女平等意識を高める校内研修資料



埼玉県マスコット  
「コバトン&さいたまっち」

令和7年2月(改訂版)

埼玉県教育局県立学校部人権教育課

## <目 次>

No	内 容	ページ
1	男女共同参画の視点に立った表現について	1
2	無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について	2
3	日本の男女共同参画の国際比較	3
4	埼玉県の男女共同参画の現状は	4
5	男女共同参画社会とは	5
6	なぜ、男女共同参画社会の実現が必要なのか	6
7	なぜ、学校で男女平等教育を推進する必要があるのか	8
8	男女平等教育の具体的実践について	9
9	キャリア教育との関係について	10
10	関連する内容	12
	参考資料	13
	研修例(1)	15
	研修例(2)	17
	研修例(3)	18
	令和5年3月版からの変更箇所	20

## 刊行にあたって

男女平等意識を高める校内研修資料は、平成31年3月に学校において男女平等教育が推進されることを目的に作成しました。

令和4年度の男女平等教育推進委員会において、男女共同参画の視点に立った教育を推進する観点から、学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を見直すため、教職員の意識啓発及び研修方法について研究を進め、本資料の更新を行いました。更新後の資料には、項目の追加や新たな資料への変更のほか、具体的な校内研修の進め方として、新たに校内研修例を掲載しました。

令和6年度の男女平等教育推進委員会において、資料を活用した効果的な研修の在り方等について検証を行ったことに伴い、資料に掲載しているデータ等を最新情報に更新を行いました。

## 1 男女共同参画の視点に立った表現について

授業等で配布したり提示したりする教材や、児童生徒向けのたより等における文章やイラストについて、男女共同参画の視点に立った配慮が必要です。

たとえ無意識であったとしても、発信する側の固定的な見方や考え方が児童生徒に影響を与える恐れがあります。

なお、こうした配慮は、地域や保護者に向けた「学校だより」「学級だより」等についても必要です。

### <参考1>男女共同参画の視点から考える表現について

チェックポイント	チェック欄
① 人数や登場回数が男女どちらかに偏っていませんか	
② シンボルマークやマスコットが男女どちらかに偏っていませんか	
③ さまざまな年齢の男女が描かれていますか	
④ 服・持ち物の色、服のデザインが性別によって固定化されていませんか	
⑤ 職業、スポーツ、学術、遊び等で男女が固定化されていませんか	
⑥ 仕事をしているのは男性、家事・育児・介護をしているのは女性になっていませんか	
⑦ 男性が指導者、女性が相談者など、優劣や上下の関係が男女で固定化されていませんか	
⑧ 内容に関係なく、人目を引くために女性の姿態、身体の一部を使用していませんか	
⑨ 男女どちらかのみを表す表現、女性であることを強調する表現など男女の扱いが異なる表現をしていませんか	

### (1) 表現チェックシート

- ・男女を入れ替えて違和感はありませんか？
- ・女性又は男性だけで企画・作成していませんか？
- ・ステレオタイプ（固定的）な表現になっていませんか？
- ・県民等を不快な気持ちにさせる表現ではないか、異なる性別、年代や立場で確認してみましょう。

出典：『男女共同参画の視点から考える表現ガイド』

埼玉県県民生活部男女共同参画課  
(平成30年3月発行)

(2) 様々な表現の仕方・場面



出典：『男女共同参画の視点から考える表現ガイド』埼玉県県民生活部男女共同参画課

**2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)について**

無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）とは、無意識のうちにとらわれている思い込みや偏ったものの見方のことです。環境や経験を通してつくられるもので、誰にでもあります。あること自体が悪いわけではありませんが、本人が気付かないうちに言動に表れて、人を傷つけたり、組織のあり方に影響を及ぼしたりすることがあります。

<参考2> 性別役割意識

性別役割意識

(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計)

□ 男女両方で上位10位に入っている項目

男性 上位10項目	回答者数：5452	(%)
1 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		48.7
2 女性には女性らしい感性があるものだ		45.7
3 女性は感情的になりやすい		35.3
4 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		34.0
5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.8
6 女性のはか弱い存在なので、守られなければならない		33.1
7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.4
8 男性は人前で泣くべきではない		28.9
9 女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		28.6
10 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		28.4

女性 上位10項目	回答者数：5384	(%)
1 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		44.9
2 女性には女性らしい感性があるものだ		43.1
3 女性は感情的になりやすい		37.0
4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		33.2
5 女性は結婚によって、経済的に安定を得る方が良い		27.2
6 女性のはか弱い存在なので、守られなければならない		23.4
7 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ		21.6
8 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		21.5
9 組織のリーダーは男性の方が向いている		20.9
9 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい		20.9

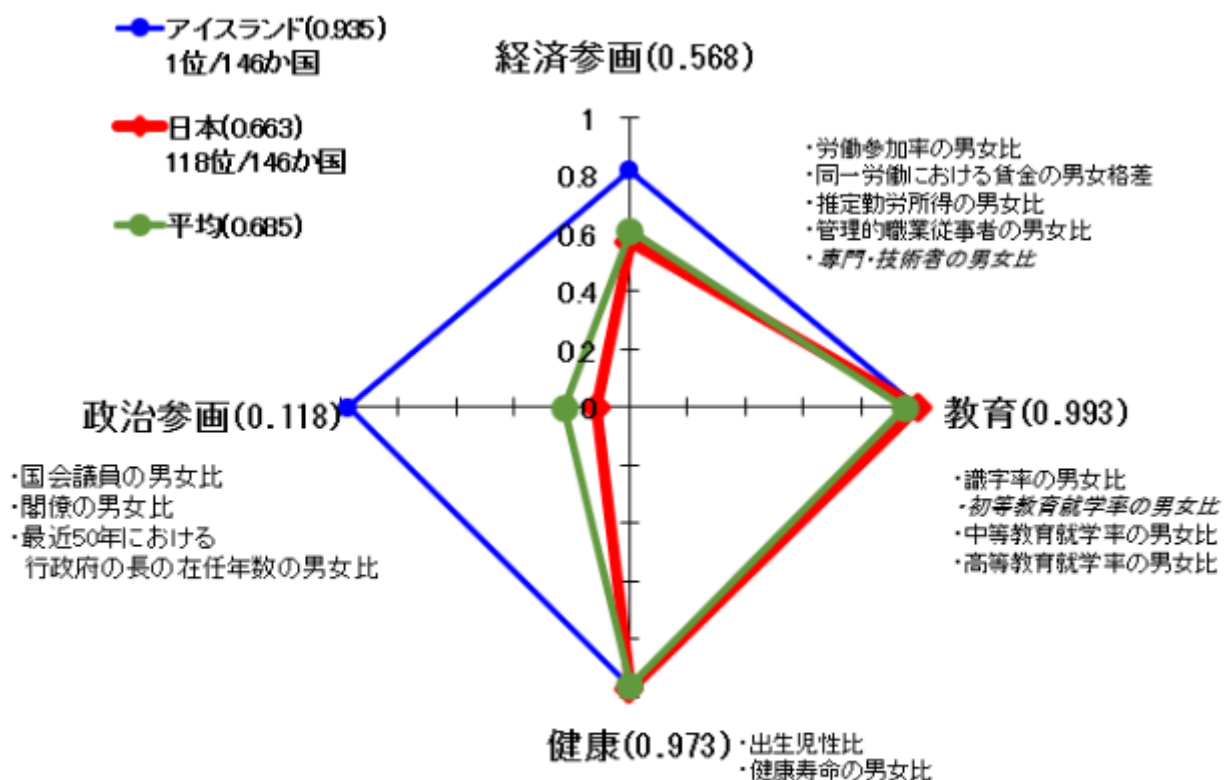
出典：「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」（内閣府男女共同参画局）

### 3 日本の男女共同参画の国際比較

「ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index:GGI) は、スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータから構成され、男女格差を測る指数です。男性に対する女性の割合 (女性の数値/男性の数値) を示しており、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を表します。

2024年の日本の順位は146か国中118位となっています。「教育」「健康」の値は世界のトップクラスですが、「政治」「経済」の値が低くなっています。

<参考3>ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2024年



- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2024)」より作成  
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載  
 3. 分野別の順位: 経済(120位)、教育(72位)、健康(58位)、政治(113位)

## 4 埼玉県の男女共同参画の現状は

「男女の地位の平等感」については、社会全体の中で見た場合、男女ともに半数以上の人が「平等になっていない」と考えています。

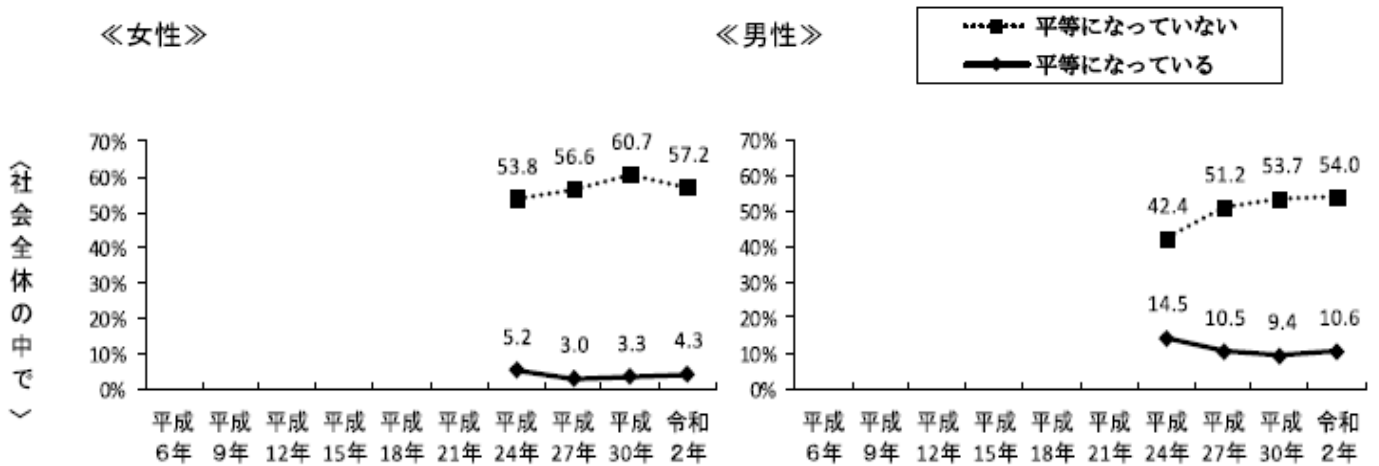
また、「固定的な性別役割分担意識」について、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」といった性別による役割分担に「同感しない」と回答した人の割合は、男性・女性共に60%を超えていますが、「同感する」と回答した女性は7.7%なのに対し、男性は12.5%でした。

<参考4> 埼玉県の男女平等に関する意識について

(1) 男女の地位の平等感

**問 あなたは、現在、男女の地位は平等になっていると思いますか。**

図表1-4 男女の地位の平等感（時系列比較）

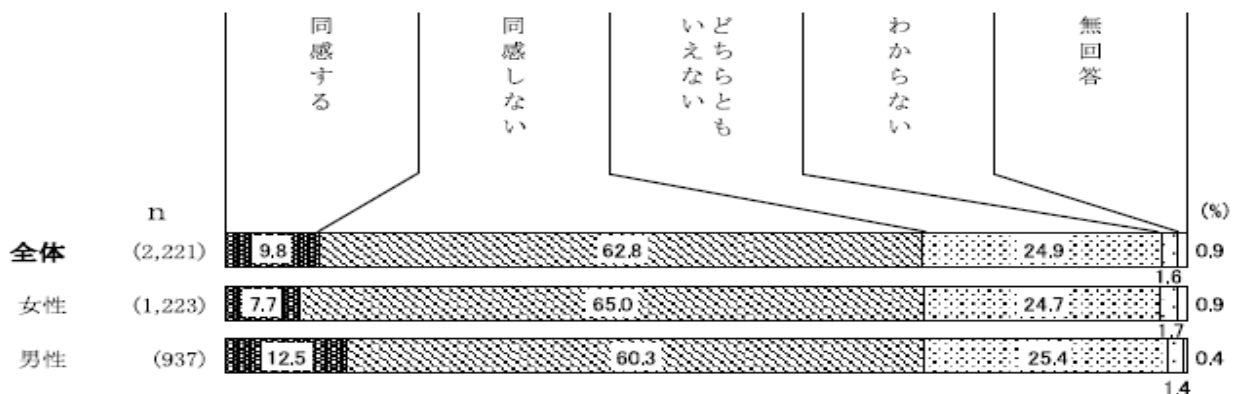


\* 埼玉県男女共同参画課『令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査』より

(2) 固定的な性別役割分担意識

**問 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方がありますが、あなたはこの考えに同感しますか。**

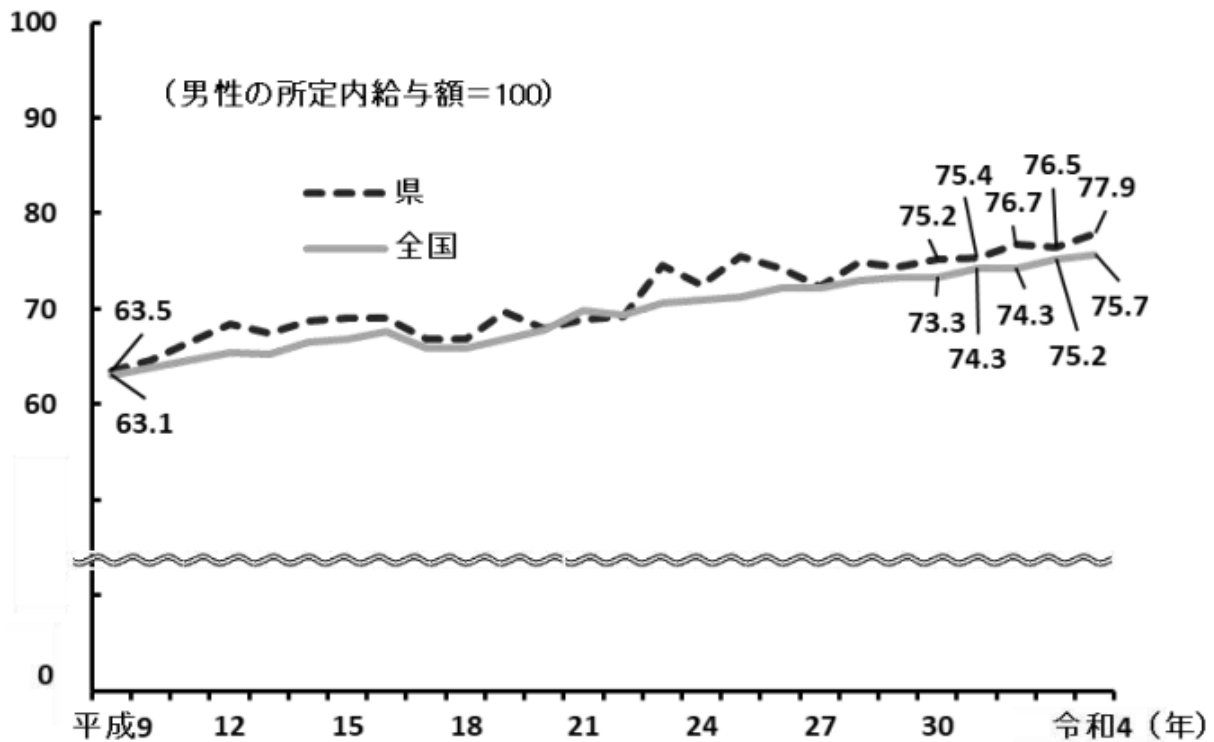
図表1-5 性別役割分担意識



\* 埼玉県男女共同参画課『令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査』より

<参考5> 男女の経済格差（賃金格差）

男女の賃金格差の推移



出典：「みんなですすめよう男女共同参画」令和6年1月  
埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

5 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、対等な構成員として自らの意志によってあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担う社会のことです。

「参加」は仲間として加わることですが、「参画」はものごとの計画や決定の段階から参加し、対等なパートナーとして意見を出し合い、責任も分かち合うことです。

<参考6> 男女共同参画社会の定義

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義(男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

出典：「ひとりひとりが幸せな社会のために」内閣府男女共同参画局 (<http://www.gender.go.jp/>)

## 6 なぜ、男女共同参画社会の実現が必要なのか

日本国憲法には「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれ、これまで男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が行われてきました。しかし、「男は仕事、女は家庭」といったような性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行により、様々な場面で男女間の不平等を感じることもまだまだあります。

また、男性優位の社会構造や男女間の経済的な格差は、女性に対する暴力や人権侵害を生み出す根本的な原因であると指摘されています。一方で、男性は「男らしさ」を求められるあまり、仕事や家庭での重責から生じる精神的負担や子育て期の長時間労働など、自ら命を絶つ選択や過労死にもつながるような過度の負担が生じています。

少子高齢化の進展、産業構造の変化、家族形態の多様化など、急速に進む時代の変化に対応するためには固定的な意識や慣行を見直し、男女が個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が必要です。

<参考7>男女共同参画社会基本法について

**男女共同参画社会基本法**  
平成11年6月23日公布・施行

**男女共同参画社会を実現するための5つの基本理念**

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

**【国、地方公共団体及び国民の役割】**

<b>国</b>	・基本理念に基づき、5年毎に男女共同参画基本計画を策定 ・「積極的改善措置」(注1)を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定、実施
<b>地方公共団体</b>	・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む ・地域の特性を活かした施策の展開
<b>国民</b>	・男女共同参画社会づくりに協力することが期待される

(注1) 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。いわゆるポジティブ・アクション。

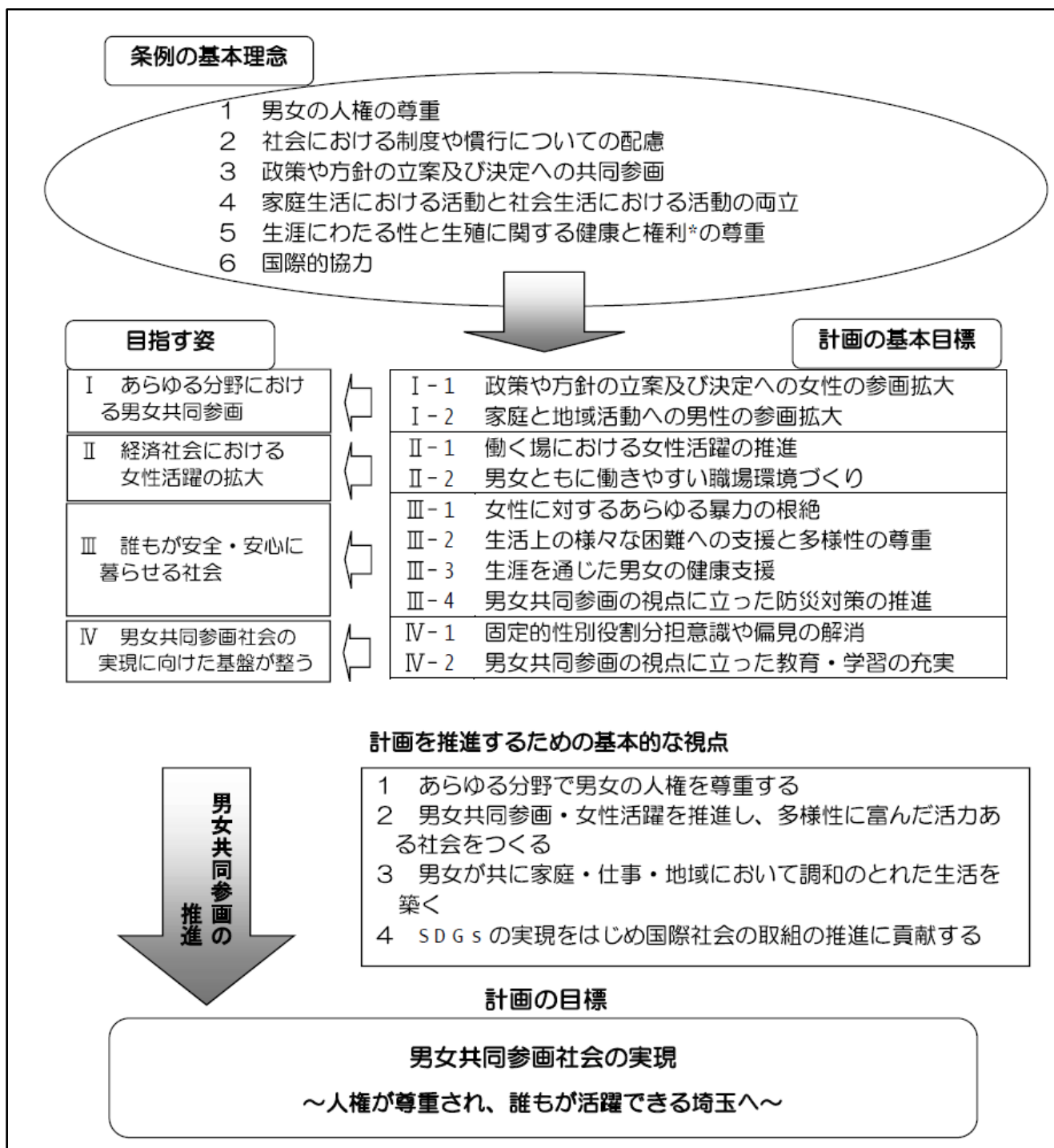
出典：「ひとりひとりが幸せな社会のために」内閣府男女共同参画局

<参考8> 埼玉県の取組について

(1) 埼玉県男女共同参画推進条例

この条例は、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について総合的かつ計画的に推進するために全国に先駆けて平成12年3月に制定されました。

(2) 埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年3月策定）



出典：『埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）』

埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課

## 7 なぜ、学校で男女平等教育を推進する必要があるのか

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために学校・家庭・地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

子供のころから、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して、自らの意志によって行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する必要があります。

「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」において、「学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。」とし、「男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進」を施策の基本的な方向としています。

<参考9>『埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）』における位置付け

◎基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

○Ⅳ－2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

☆施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

①学校教育における男女平等教育の推進

②女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実

③教職員などに対する意識啓発及び研修の充実

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

①男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進

②家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実

(3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

①男女共同参画に関する学習機会の充実

②人材の育成

③女性のキャリア形成支援

④キャリア教育の推進

出典：『埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）』令和4年3月

埼玉県県民生活部 人権・男女共同参画課

## 8 男女平等教育の具体的実践について

### (1) 児童生徒に関する取組

男女平等教育は、人権教育の視点に立って、児童生徒の発達の段階に応じて、推進体制、指導方法、環境づくりの面で改善を図り、あらゆる教育活動を通して進めていく必要があります。

特に環境づくりについては、教職員自身の男女平等意識は、児童生徒にとって重要な学習環境と言えます。教職員の固定的なものの見方や考え方は、知らず知らずのうちに児童生徒に影響を及ぼすこともあるため、日常の教育活動で点検し、見直すことが必要です。

学級等の係分担や行事の際の役割などにおいて、「男は力仕事・運搬作業」「女は清掃・受付」のように、性別で決められることがあります。

性別にかかわらず児童生徒がその個性と能力を十分に発揮できるようにするためには、アンコンシャス・バイアスにとらわれない役割分担を考えていく必要があります。

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることは、男女共同参画社会の目指すところです。

したがって、教育活動においても、特別な理由もなく男女のどちらかが優先して扱われたり、条件が厳しくされたりといったことがないかを見直すなど、男女が平等に扱われ、対等な関係で責任も負い、それぞれの個性や能力を高め、可能性を広げる指導が必要です。

例) ×理科の実験は男子が行い、女子が記録をする。

○全員が実験と記録を交代で行う。

児童生徒を希望や興味・関心、性別等により、グループ分けして活動させることはよくあることです。

そのうち、性別によるグループ分けはよく使われている方法ですが、性別で分ける必要のない場合にも用いられていることがあります。もちろん、性別のグループ分けが必要な場合もありますし、あえて性別のグループ分けをした方が効果的な場合もあります。

グループ分けをする際には、学習の目的を達成できるか、内容に適しているか、児童生徒の実態に即しているかなど、活動ごとに考える必要があります。

例) ×文化祭準備の際のグループ分けでは、男子が力仕事、女子は飾りつけを行う。

○文化祭準備の際のグループ分けでは、全員の希望を聞き、話し合いで役割を決める。

×掃除の役割分担 トイレ掃除は男2名、女2名 教室掃除は男4名、女4名

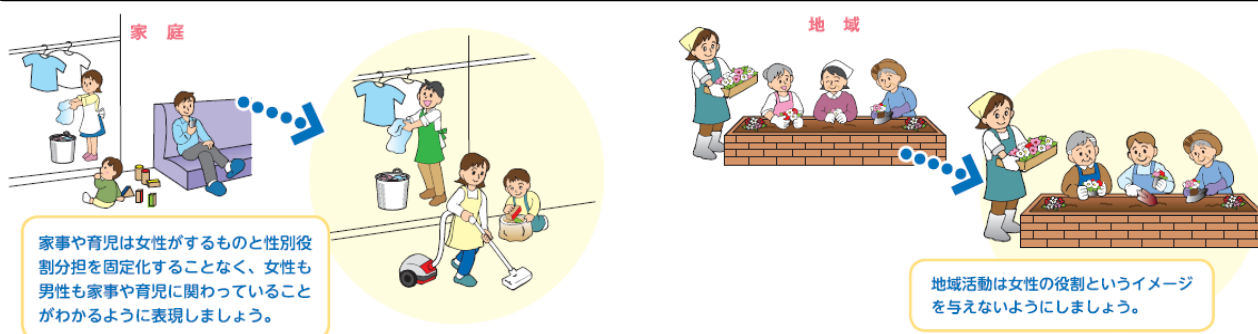
○掃除の役割分担 トイレ掃除は男2名、女2名 教室掃除は8名

## (2) 教職員に関する取組

児童生徒の指導・援助にあたる教職員が、男女共同参画について認識を深め、協力体制を確立することが男女平等教育を進める上で重要です。男女平等教育や男女共同参画に関する研修を一層充実させ、教職員の意識改革を図ることが求められます。

## (3) 家庭や地域社会に関する取組

保護者や周囲の人々の意識は、児童生徒の考え方や行動に大きな影響を与えます。男女平等教育を推進する上で、保護者や地域社会の理解と協力が重要です。



## 9 キャリア教育との関係について

高校卒業後の進学についてしてみると、埼玉県の女子の大学への進学者の割合は、長期的には上昇傾向ですが、依然として男子の方が高くなっています。また、日本の女性の高等教育在学率は、他の先進国と比較して低い水準になっています。

全国の大学及び大学院（修士課程）においては、理学及び工学分野等では女子学生の割合が低く、専攻分野に男女の偏りがあります。

こうした大学への進学率や専攻分野による男女差に対して、国は「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月）では、次のように施策の基本的方向が示されています。

「理工系分野の女性研究者・技術者を確保するためには、小・中・高等学校において、科学技術に女子児童・生徒が興味を持つような機会を増やす必要がある。進路選択の際には、保護者や教員等身近な人から影響を受ける場合が多いことから、本人だけではなく、理工系分野への進路選択に関する保護者や教員等の理解促進を行う。大学、研究機関、学術団体、企業等と連携し、女子児童・生徒、保護者及び教員に対して、理工系の進路選択がどのようなキャリアパスにつながるかについて十分な情報や体験を提供する。」

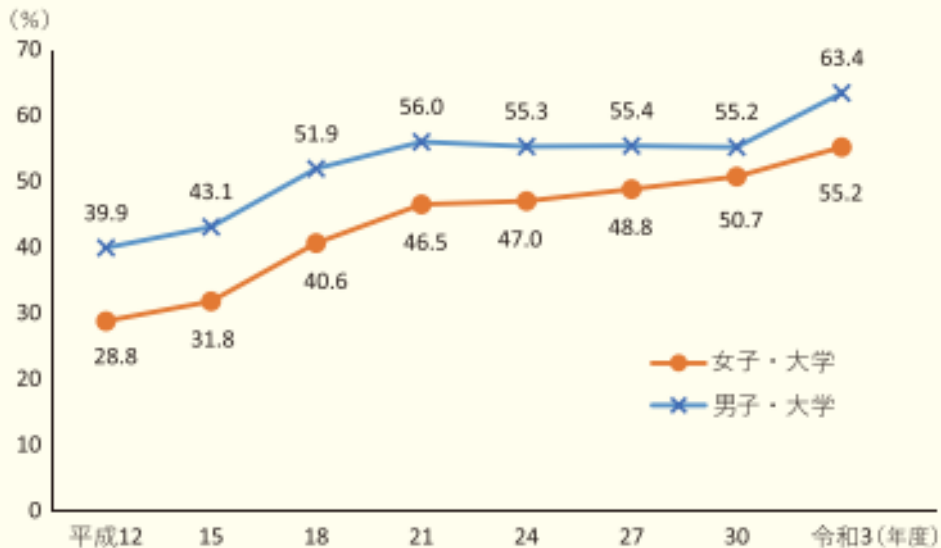
自らが職業を選択し、生計を立てる機会を得ることは、男女共同参画社会の実現を目指す上でも重要な意味をもつことから、児童生徒の発達の段階に応じて、男女共同参画の視点から職業や勤労に対する考え方を育むとともに、将来の生き方を考え、夢や希望をもって自己実現を図るよう指導・支援する必要があります。

<参考10> 高等学校卒業生（現役）の大学進学者の割合（埼玉県）

高等学校卒業生（現役）の大学進学者の割合（県）

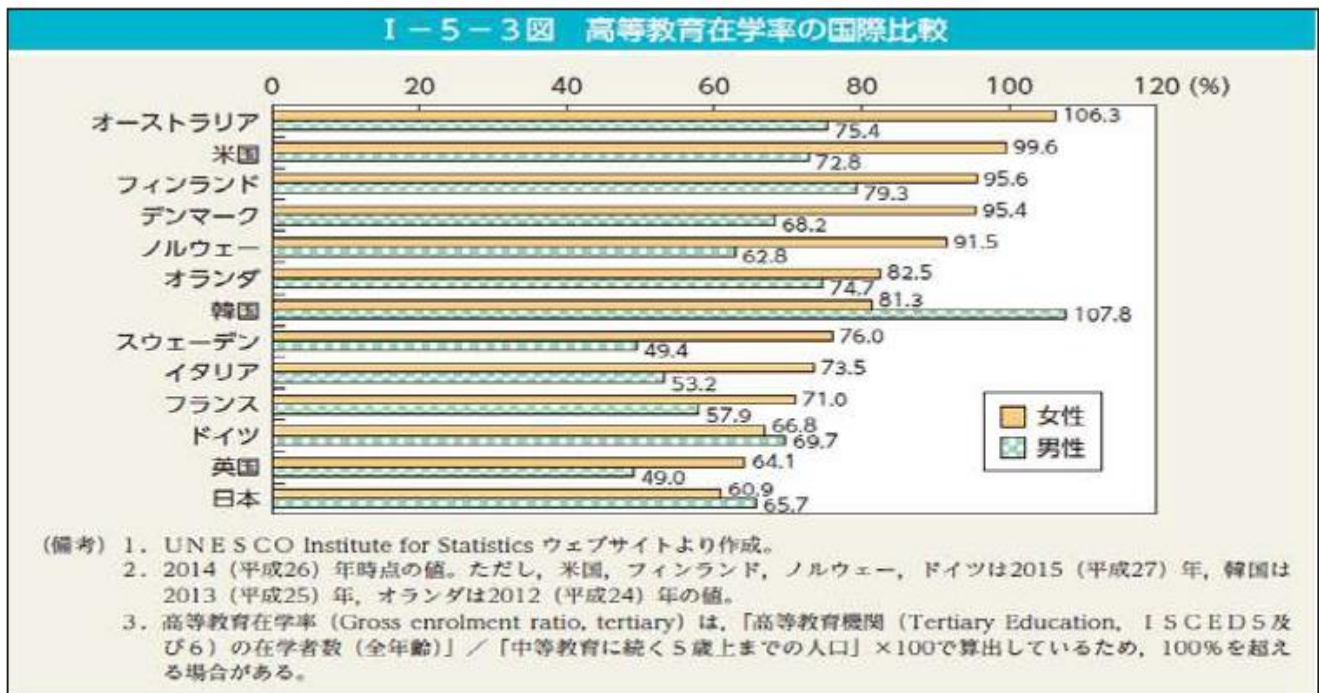
女子 28.8% (H12) ▶ 55.2% (R3)  
 男子 39.9% (H12) ▶ 63.4% (R3)

高等学校卒業生（現役）の大学進学者の割合の推移（埼玉県）



※文部科学省「学校基本調査」より作成

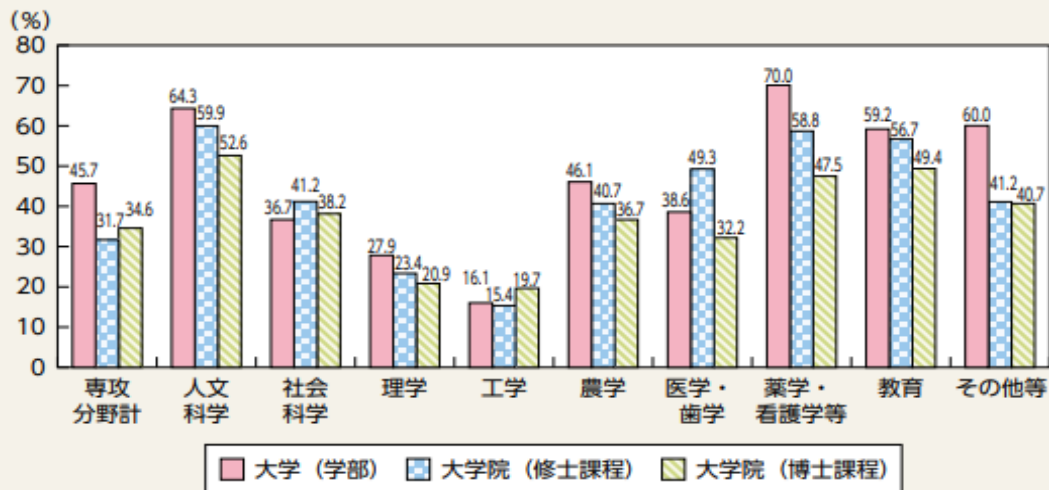
<参考11> 高等教育在学率の国際比較



出典：「男女共同参画白書 平成29年度版」内閣府男女共同参画局 (<http://www.gender.go.jp/>)

<参考12>大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合（専攻分野別、令和5（2023）年度）

○女子学生の割合が高い分野は薬学・看護学等と人文科学。  
○女子学生の割合が低い分野は工学と理学。



（備考）1. 文部科学省「学校基本統計」（令和5（2023）年度）より作成。  
2. その他等は、大学（学部）及び大学院（修士課程）は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院（博士課程）は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。  
3. 大学（学部）の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」及び「その他」の合計。大学院（修士課程、博士課程）の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」及び「その他」の合計。

出典：令和6年度版 男女共同参画白書  
内閣府男女共同参画局

## 10 関連する内容

### （1）性的マイノリティについて

「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が令和4年7月に施行されました。LGBTQ当事者は差別や偏見を恐れて「言えない」状況に置かれているため、依然として「身近に性的マイノリティはいない」と思われていることが多い現状です。

本県が令和2年度に実施した「多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査（LGBTQ実態調査）」では、3.3%（約30人に1人）が性的マイノリティであるという結果が出ました。統計的には1学級に1人程度は性的マイノリティである可能性があるということです。児童生徒だけでなく、保護者にも、教職員にも、社会のどこにでも存在すると考えましょう。

教育活動の中で、性別で役割分担を決めることがあると（例えば委員長は男子、副委員長は女子など）、身体の性別と性自認が一致しない児童生徒にとって、学校が生活しにくい環境になってしまうかもしれません。

性別に関係なく分担や役割を選ぶことができる環境は、全ての児童生徒がその個性や能力を發揮して、自らの意志によって行動できる環境であり、男女共同参画社会の目指す方向とも一致します。

## (2) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントについて

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者からふるわれる暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。男性が被害者になることもあります。女性が被害者になるケースが多く、暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性よりも低く見る意識、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、今日の社会において男女が置かれている状況に根ざした構造的問題と言えます。

「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を基本目標の一つに挙げ、女性に対する暴力根絶のための意識啓発等を推進項目としています。

また、セクシュアル・ハラスメントについても、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為であることから、セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進を推進項目としています。

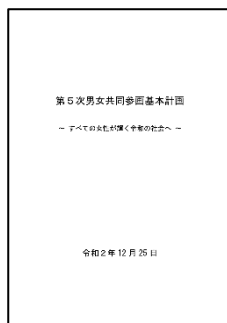
## 参考資料

### 1 内閣府男女共同参画局関係

- (1) 「ひとりひとりが幸せな社会のために」（令和2年版）  
<https://www.gender.go.jp/kaigi/renkei/pamphlet/index.html>
- (2) 「第5次男女共同参画基本計画」  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/index.html)
- (3) 「令和4年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」  
[https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu\\_r04.html](https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/seibetsu_r04.html)
- (4) 「令和6年版 男女共同参画白書」（令和6年6月）  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/index.html)



ひとりひとりが  
幸せな社会のために



第5次  
男女共同参画基本計画



令和6年度  
男女共同参画白書

### 2 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課

- (1) 「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」（令和4年3月）  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyokeikaku/index.html>
- (2) 「みんなですすめよう男女共同参画」（令和5年3月）

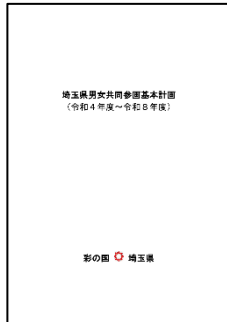
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/panfu/index.html>

- (3) 「統計でみる 埼玉の男女共同参画 2000→2023」(令和6年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/panfu/index.html>

- (4) 「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」(平成30年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/hyougenngaido.html>



埼玉県男女共同参画基本計画



みんなですすめよう  
男女共同参画



統計でみる  
埼玉の男女共同参画  
2000→2023



男女共同参画の視点  
から考える表現ガイド

### 3 埼玉県教育局県立学校部人権教育課関係

- (1) 「男女共同参画社会の実現を目指す 男女平等教育の推進に向けて」

(平成20年3月)

- (2) 「人権感覚育成プログラム (学校教育編)」(平成20年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/keihatusiryoyou/index.html>

- (3) 「人権感覚育成プログラム (学校教育編) 第2集」(平成31年3月)

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2218/keihatusiryoyou/index.html>

- (4) 「デートDV防止啓発ハンドブック (改訂版)」(令和3年3月)

\*埼玉県と共同作成

- (5) 「教職員向け研修資料 スクール・セクハラ防止のために」(毎年度配布)



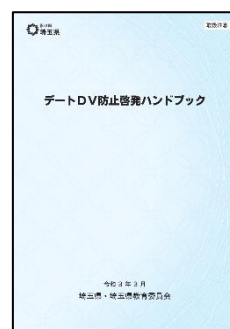
男女平等教育の  
推進に向けて



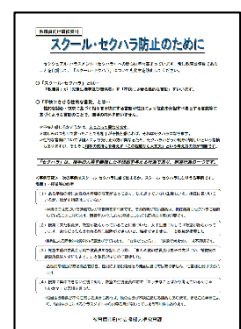
人権感覚育成  
プログラム  
(学校教育編)



人権感覚育成  
プログラム  
(学校教育編)  
第2集



デートDV防止  
啓発ハンドブック



スクール・セクハラ  
防止のために

\*この資料は埼玉県教育委員会が設置する「男女平等教育推進委員会」が作成しました。

研修例（１） 研修時間：４０分×３

・流れを「知る→深める→実行する」として、研修を３回実施する例

① ４月当初

時間	研修内容	使用する資料等
５分	<p>１ １年間の研修予定「男女平等教育について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ １年間の研修の流れについて説明する。</li> <li>・ １年間の流れ</li> </ul> <p>①知る→②深める→③実行する</p> <p>①「男女平等教育の実態と今の自分を知ろう」 (４月当初)</p> <p>ねらい：男女平等教育がどのようなものなのかを知る。</p> <p>②「認識を深めよう」(夏季休業中)</p> <p>ねらい：１学期の振り返り、更なる知識の習得、迷ったこと等を共有し認識を深める。</p> <p>③「次年度へ向けて～本校の実態を踏まえて～」 (１月頃)</p> <p>ねらい：次年度や３学期に実行する意識を高める。</p>	
１０分	<p>２ 今の自分を知る。(自己分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の日常のケース(動画)を視聴する。</li> <li>・ 動画を視聴して、自校・自学級の様子について考える。</li> </ul> <p>・ チェックシートを活用して自己分析を行う。</p>	<p>・ 文部科学省委託事業：令和２年度「次世代のライフプランニング教育推進事業」学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm">https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1416258_00002.htm</a></p> <p>・ 資料 P 1</p> <p>&lt;参考 1&gt; 男女共同参画の視点から考える表現について</p>
２０分	<p>３ アンコンシャス・バイアスについて理解し、自校における改善点や意識するとよいことを考える。【話し合い】</p>	<p>・ 研修資料 P 2</p> <p>&lt;参考 2&gt; 性別役割意識</p>
５分	<p>４ 発表・振り返り【全体で共有】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループごとに発表し、共有する。</li> </ul>	

②夏季休業中

時間	研修内容	使用する資料等
5分	1 1学期の振り返りをする。【話し合い】 ・ アンコンシャス・バイアスについて振り返り、1学期にどのような取組を行ったか確認する。 ・ 他者の取組の素晴らしいところを伝え合う。	
20分	2 認識を深める。 ・ なぜ男女平等教育が必要なのかを考える。 【話し合い】 ・ グループごとに発表し、共有する。 ・ 日本の現状を知り、学校で男女平等教育を推進する必要性について認識する。	・ 研修資料 P 1～P 8
15分	3 振り返りと2学期に取り組むことを確認する。 【話し合い】 ・ 「2」で話し合ったことをもとに、改善点や今後の取組について考える。 ・ グループごとに発表し、共有する。	

③1月ごろ

時間	研修内容	使用する資料等
5分	1 2学期の振り返りをする。【話し合い】 ・ 実践できたこと、課題点を振り返る。 ・ 他者の取組の素晴らしいところを伝え合う。	
20分	2 学校の実態を知る。【話し合い】 ・ アンコンシャス・バイアスの視点から考える。 ・ 男女平等教育の視点から考える。	・ 校内の課題点について事例検討できる資料 (自校で準備) ・ 研修資料 P 9
15分	3 振り返りと3学期・来年度に取り組むことを確認する。 【全体で共有】 ・ 1年を通しての振り返り、3学期・来年度へ向けての取組を確認する。	

研修例（２） 研修時間：４０分

・性別役割意識、アンコンシャス・バイアスから、男女平等について考える研修例

時間	研修内容	使用する資料等
5分	<p>1 「様々な表現の仕方・場面」のイラストを見て、気付いたことを話し合う。</p> <p>2 本日の研修内容が「男女平等教育」であるということを確認する。</p>	<p>・研修資料P2                      &lt;参考1&gt; (2)                      様々な表現の仕方・場面</p>
10分	<p>3 自分の意識について考える。                      ・「性別役割意識」の表を提示し、自分はどのように意識しているかを考える。</p> <p>4 アンコンシャス・バイアスについて理解する。                      ・説明文を読み、アンコンシャス・バイアスについて理解する。</p>	<p>・研修資料P2                      &lt;参考2&gt;性別役割意識</p> <p>・研修資料P2                      「2 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について」説明文</p>
15分	<p>5 男女平等について考える。【話し合い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・話し合う内容                              「男女の地位を平等にしていくために、日々の生活（学校生活）の中でできることは何か。</li> <li>・様々な視点（教師、生徒、保護者、地域など）から考える。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○固定化されていそうなイメージの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服装      ・色分け</li> <li>・名簿での上下      ・役割 など</li> </ul> </div>	<p>* 必要に応じて資料を提供できるように、校内研修資料を準備しておくとうい。</p>
10分	<p>6 発表・振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループごとに、話し合いで出た内容を発表する。</li> <li>・参考資料『男女共同参画の視点から考える表現ガイド』を紹介する。</li> <li>・今後の教育活動に生かせるように情報共有し、共通理解を図る。</li> </ul>	<p>・出典                      『男女共同参画の視点から考える表現ガイド』                      （人権・男女共同参画課）</p>

研修例（３） 研修時間：６０分

・男女平等意識を高める校内研修資料全体を使用した研修例

時間	研修内容	使用する資料等
10分	<p>1 「1 男女共同参画の視点に立った表現について」</p> <p>(1)各自表現チェックシートを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の学級、日常生活などを考えてチェックする。</li> </ul> <p>(2)グループで話し合う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表現チェックシートの結果と様々な表現の仕方・場面について考えたことを話し合う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【話し合い】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P1</li> </ul> <p>&lt;参考1&gt; (1)</p> <p>表現チェックシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P2</li> </ul> <p>&lt;参考1&gt; (2)</p> <p>様々な表現の仕方・場面</p>
5分	<p>2 「2 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」について。</p> <p>(1)アンコンシャス・バイアスについて説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料P2アンコンシャス・バイアスの説明文を参照する。</li> </ul> <p>(2)参考2（性別役割意識）を参照し、各自思い込みがないかということを考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P2</li> </ul> <p>説明文</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P2</li> </ul> <p>&lt;参考2&gt;</p> <p>性別役割意識</p>
5分	<p>3 「3 日本の男女共同参画の国際比較」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料を確認し、グループで話し合う。【話し合い】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P3</li> </ul> <p>&lt;参考3&gt;</p> <p>ジェンダー・ギャップ指数</p>
10分	<p>4 「4 埼玉県の男女共同参画の現状は」</p> <p>(1)「男女の地位の平等感」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料を確認し、各自で問について考える。</li> <li>・各自考えたことについてグループで話し合う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【話し合い】</p> <p>(2)「固定的な性別役割分担意識」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料を確認し、各自で問について考える。</li> <li>・各自考えたことについてグループで話し合う。</li> </ul> <p style="text-align: center;">【話し合い】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○考える際のポイント</p> <p>「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に同感しないという回答が多いのに、平等になっていないと感じる人が多いのはなぜか。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P4</li> </ul> <p>&lt;参考4&gt;</p> <p>埼玉県の男女平等に関する意識について</p>
5分	<p>5 「6 なぜ、男女共同参画社会の実現が必要なのか」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文、&lt;参考7&gt;男女共同参画社会基本法に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P6</li> </ul> <p>説明文</p> <p>&lt;参考7&gt;</p>

	<p>ついてを使用し、男女共同参画社会の実現の必要性について説明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○説明のポイント 女性に対する暴力や人権侵害と、男性への自殺や過労死にもつながる過度の負担を生み出す根本的な原因が男女間の不平等から生じているということ。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県の取組（特に教育に関することを取り上げる）について説明する。</li> </ul>	<p>男女共同参画社会基本法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P7 埼玉県の取組について</li> </ul>
5分	<p>6 「7 なぜ学校で男女平等教育を推進する必要があるのか」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・説明文、＜参考9＞『埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）』における位置付けを使用し、男女平等教育を推進する必要性について説明し、埼玉県の施策について確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P8 説明文 ＜参考9＞ 『埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）』における位置付け</li> </ul>
15分	<p>7 「8 男女平等教育の具体的実践について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料を確認し、各自で自校、自学級等の実践について考える。</li> <li>・各自考えたことについてグループで話し合う。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【話し合い】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各グループで話し合ったことを全体で共有できるとよい。</li> <li>・研修後に話し合いの記録を回覧するなどの方法も考えられる。</li> </ul> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修資料P9・10</li> </ul>
5分	<p>8 まとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における男女平等教育の推進について研修全体の振り返りをする。</li> <li>・研修の中で扱わなかった資料について紹介してもよい。</li> </ul>	

令和5年3月版からの変更箇所

ページ	該当箇所	修正内容
3	ジェンダー・ギャップ指数(GGI)	最新のデータに更新 (2022年→2024年)
5	男女の経済格差(賃金格差)	最新のデータに更新 (令和元年度→令和4年度)
11	高等学校卒業者(現役)の大学進学者の割合 (埼玉県)	最新のデータに更新 (平成27年度→令和3年度)
12	大学(学部)及び大学院(修士課程)学生に占める女子学生の割合(専攻分野別)	最新のデータに更新 (令和3年度→令和5年度)
13	参考資料1(1) 「男女共同参画白書」	最新版に更新 (令和4年6月→令和6年6月)
13	参考資料2(2) 「みんなですすめよう男女共同参画」	最新版に更新 (令和2年12月→令和5年3月)
14	参考資料2(3) 「統計でみる 埼玉の男女共同参画」	最新版に更新 (平成30年3月→令和6年3月)
14	With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)関係 「自分らしい生き方について考えるためのパンフレット わたしらしいわたし」	廃版となったため削除
15	文部科学省委託事業:令和2年度「次世代のライフプランニング教育推進事業」学校における男女共同参画の推進のための教員研修プログラム	リンク先変更

令和7年2月(改訂版)  
 埼玉県教育局県立学校部人権教育課  
 〒330-9301  
 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
 電話:048-830-6895  
 E-mail:6890@pref.saitama.lg.jp